

現場説明書

【工事名】 市営小網第1団地給水設備改修工事

1 共通事項

本現場説明書の選択事項については、☑の付いたものを適用する。

2 設計図書の適用

設計図書の適用順位は、原則として次のとおりとする。また、下記で選択した各標準仕様書等の「用語の定義」「書面」の文中「署名又は押印された文書」とあるのは、「文書の真正性が確認された文書」と読み替えるものとする。

(1) 質問回答書((2)から(5)までに対応するもの)

(2) 現場説明書

(3) 特記仕様書

(4) 図面

- (5) ☒ 公共建築工事標準仕様書(令和7年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
☒ 公共建築改修工事標準仕様書(令和7年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
☒ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
☒ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和7年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
☒ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
☒ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和7年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
☐ 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
☐ 公共建築木造工事標準仕様書(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
☐ 建築工事標準詳細図(令和4年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
☐ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(令和7年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修
☒ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和7年版) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修

3 施工条件の明示

明示された条件が現場状況、関係機関等の協議により異なる場合は別途協議とする。

明 示 事 項					
(1) 影響を受ける他の工事				対象 有	対象 無
ア 別途契約の関連工事				☐	☒
イ 本工事に近接ないし競合して予定している工事				☐	☒
分類	他工事の名称	発注機関	影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける時間

明 示 事 項

(2) 施工項目

項目	内容
☒ ア 施工時間 ☐ イ 概成工期 ☒ ウ 施工方法・手順 ☒ エ 仮設・搬入路 ☒ オ 関係機関との協議 ☒ カ 工事説明会の実施 ☒ キ 安全配慮 ☒ ク 環境配慮(騒音・振動等) ☒ ケ 施設管理者との調整 ☒ コ 地下埋設物・埋蔵文化財等 (種類、管理者、事前調査・移設期間等)	ア 工事作業時間は、原則8時30分～17時までとし、 詳細については監督員と協議すること。 ウ 配管の切替に伴う断水期間は団地住民への影響を少なくする為、 極力短期間にて施工可能な工程計画とすること。 エ 駐車場や通路の配管工事の時は誘導員を配置して、 住民への安全配慮を行うこと。 オ 増圧給水設備の猶予については、事前協議に対して回答書にて了承を得ています。 その他、関係機関との協議が必要な場合は監督員と協議した上、迅速に対応すること。 カ 断水対象となる住戸には、事前に断水日時・時間・工事内容の周知をすること。 キ 工事車両等の出入り時には、一時停止及び最徐行に努め安全に配慮に努めること。 ク 周辺住宅への影響を考慮し、騒音・振動等の抑制に努めること。 主要な搬入、搬出計画は事前に工程表を提出し監督員の承諾を得ること。 ケ 作業範囲・作業日・搬出入日に関しては、 事前に工程表を提出し、監督員、事業担当課、指定管理者と調整すること。 コ 本敷地内が埋蔵文化財包蔵地(No.326)に該当しているため、 文化財保護課の職員が施工に立ち会う必要がある。 掘削を伴う施工の前に、監督員と日程調整をすること。

(3) 工事用地等について

ア 本工事に関わる用地

☒ 市有地です

☐ 市有地ではありません

敷地位置	面積	所管・所有者	使用条件
相模原市緑区太井78番地	806.35㎡	相模原市	工事区画等を形成し、安全配慮に努めること。

イ 本工事のうち発注者で工地上借地する箇所

☐ 借地あり

☒ 借地なし

敷地位置	面積	所管・所有者	使用条件

明 示 事 項

(4) 監督職員事務所の設置等

ア 監督職員事務所 ☐ 設ける ☒ 設けない

イ () ☐ ()

ウ () ☐ ()

(5) 発生材の処分等

ア 建設発生土指定処分

☒ 有り(現場説明書(別添)公共建設発生土の指定処分に関する仕様書()参照) ☐ 無し

※参考

建設発生土をダンプカーに積み込む場合には、積載の荷姿を水平積みとし、大型車^(注1)に関しては、荷台枠から10cmを超えないこと。^(注2)

(注1)積載量9.5t積みのダンプカーをいう。

(注2)粘性土(関東ローム層等)を対象とする。なお、過積載に十分留意すること。

指定処分地

- (ア) ☐ 受入地名 篠崎建材株式会社
所在地 神奈川県愛甲郡愛川町角田字小沢室久保964番1外
処分費 円/㎡ 消費税別 (地山土量)
- (イ) ☒ 受入地名 東清礫業 有限会社
所在地 神奈川県相模原市緑区寸沢嵐字新戸2347-イ番地外
処分費 5,220 円/㎡ 消費税別 (地山土量)
- (ウ) ☐ 受入地名 一般廃棄物最終処分場
所在地 神奈川県相模原市南区麻溝台3412-2ほか
処分費 なし
- (エ) ☐ 受入地名 厚木市下荻野(UCR)
所在地 神奈川県厚木市下荻野宮之浦1920
処分費 円/㎡ 消費税別 (地山土量)

イ 建設発生土の工事間流用

☐ 実施する ☒ 実施しない

- ☐ 受入地名 A&A(現場説明書(別添)公共建設発生土の指定処分に関する仕様書参照)
所在地 神奈川県相模原市南区新磯野67外
試験項目 地質(土壌)分析(溶出28項目、含有9項目)、ダイオキシン類(含有)試験及び土質試験を行い、試料採取は原則として、5地点混合方式で行うこと。具体的な採取場所については監督員並びに受入地と協議すること。
手続き (別添)公共建設発生土の指定処分に関する仕様書の第3条、第4条、第8条によらず、搬出に関する手続きについては、監督員並びに受入地と協議すること。

ウ 建設発生土の土質改良のうえ埋戻し材としての使用

☐ 行う ☒ 行わない

エ 現場において再資源化を図るもの(現場説明書(別添)残材の処理及び再生材の利用に関する仕様書参照)

☒ 有り ☐ 無し

明 示 事 項

オ 特別管理産業廃棄物

☐ 有り ☒ 無し

(6) 特定元方事業者の指名（【特定元方事業者の指名】参照）

☐ 有り ☒ 無し

【特定元方事業者の指名】

特定元方事業者の指名「有り」と明示されたものに適用する。

市は労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づき、本工事受注者を特定元方事業者に指名することがあり、

指名された受注者は同条第1項に規定する措置を講ずること。指名されなかった受注者は、指名された受注者に協力すること。

(7) 電気保安技術者

☒ 配置する ☐ 配置しない

(8) 履行報告書

☒ 提出する ☐ 提出しない

(9) 契約不適合点検

☐ 実施する ☒ 実施しない

(10) 石綿含有に関する事前調査（【石綿含有に関する事前調査】参照）

☒ 実施する（ ☐ 分析調査する ☒ 分析調査しない ） ☐ 実施しない

【石綿含有に関する事前調査】

石綿含有に関する事前調査「実施する」と明示されたものに適用する。

大気汚染防止法に基づき、当該工事の受注者は当該工事が特定工事（特定粉塵排出等作業を伴う建設工事をいう）に該当するか否かの調査を行い、その結果や届出事項等を発注者に書面で説明しなければならない。

受注者は石綿含有建材の有無にかかわらず、以下の規模要件のいずれかに該当する場合は、事前調査結果を石綿事前調査結果報告システムにて報告すること。

(1) 躯体部分の延べ床面積が80平方メートル以上の建築物の解体工事

(2) 請負代金が税込100万円以上の建築物の改修工事

(3) 請負代金が税込100万円以上の環境大臣が定める工作物の解体または改修工事

【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>

また、上記結果等を工事場所に掲示するものとする。

（検体の採取・分析はJIS A 1481-2、JIS A 1481-3「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を参考とする。）

(11) 公共建築物の工事に伴う室内空気環境測定（試料採取方法等は特記仕様書等による）

☐ 実施する ☒ 実施しない

(12) その他

☒ 騒音規制法を遵守すること。（工事中遵守すべき法令・条例）

☒ 建設機械の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」「排出ガス対策型建設機械指定要領」の遵守。

低騒音型・低振動型建設機械

建設機械の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」「排出ガス対策型建設機械指定要領」の遵守が適用されたものに適用する。

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。

ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

明 示 事 項

排出ガス対策建設機械

建設機械の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」「排出ガス対策型建設機械指定要領」の遵守が適用されたものに適用する。

受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す一般工事用建設機械を使用する場合、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号）」もしくは「第2次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第214号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。ただし、平成6年度建設機械技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等とみなすことができる。ただし、これにより難しい場合、監督員と協議するものとする。

表1-1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクションヘル（車輪式）・ブルドーザ・発電発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式）・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ペースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭、圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機全回転型オールケーシング掘削機）・ロードローラー・タイヤローラー、振動ローラー、ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw）を搭載した建設機械に限る。

☒ 近隣等への工事の周知を行うこと。

☒ 火災保険

契約条項第57条第1項に基づく火災保険等の内容等については、次のとおりとする。

ア 保険の契約方法は、個別契約又は総括（包括）契約のいずれかとする。

ただし、総括（包括）契約の場合には、イ〜カが確認できる保険会社発行の証明書等を監督員に提出すること。

イ 被保険者は、発注者、受注者及び全ての下請負人等を含めた工事関係者とする。

ウ 保険の種類は、「普通火災保険」「建設工事保険」「組立保険」のうちいずれかとする。

エ 保険期間は、工事着工の日から工事目的物引渡しの日までとする。

オ 保険の対象は、当該工事請負契約の対象となっている工事全体（工事目的物及びその材料並びに工所用仮設物など）とする。

カ 保険の保険金額は、請負金額とする。ただし、火災保険については、杭工事部分に相当する金額を除くことができる。

キ 保険証券等の提出

受注者は保険の契約の都度、直ちにその証券又はこれに代わるものを提示するとともに、その写しを監督員に提出する。

☐ 消防計画

消防法施行規則第3条に基づき消防計画を作成する必要がある場合、受注者はその作成に協力すること。

（消防計画を変更する場合も同様とする）

☒ 工事写真の電子納品（別添「工事写真の電子納品に関する仕様書」参照）

明 示 事 項

4 その他の事項

(1)環境方針を遵守すること。

(2)公共事業労務費調査に対する協力

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合は、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後についても同様とする。

ア 調査票に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等、必要な協力をしなければならない。

イ 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、その実施に協力しなければならない。

ウ 正確な調査票等の提出がなされるよう労働基準等に従い就労規則を作成するとともに、賃金台帳を調整保持する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

エ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(3)共通費実態調査に対する協力

受注者は、当該工事が発注者の実施する共通費実態調査の対象となった場合は、概ね工事完成後1か月程を目途に、監督員から配布のあった調査票に必要事項を正確に記入し、監督員に提出しなければならない。

(4)工事現場等における施工体制の点検(適正化法)

受注者は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(適正化法)」第15条第3項により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

(5)個人情報保護

受注者は、個人情報の安全管理について内部における責任体制を構築するとともに、個人情報を取扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、相模原市個人情報保護条例及び関係法令等を遵守しなければならない。

(6)工事における「創意工夫・社会性等に関する実施状況」

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会や住民に対する貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで別に別添「創意工夫・社会性等に関する実施状況」により提出することができる。

(7)特定作業の届出

指定区域内(工業専用地域及び旧4町(城山・津久井・相模湖・藤野)以外)において騒音規制法、振動規制法に基づく特定建設作業を実施する場合は、本市環境保全課に作業開始の7日前まで(作業開始日-8日)に、特定建設作業実施届出書を提出すること。

(8)熱帯材型枠の使用抑制

受注者は、工事の施工に当たりコンクリート型枠を使用する場合は、「相模原市環境方針」の趣旨を理解し、地球環境保全の観点から、従前使用されていた熱帯材を原料とするコンクリート型枠用合板を代替型枠材料(鋼製型枠、針葉樹型枠、複合型枠等)へ転換することにより、熱帯材使用型枠を使用しないよう配慮するとともに、その工事の作業条件等により、受注者の責任と費用負担により選択するものとし、コンクリート型枠用合板(針葉樹合板、複合型枠)を使用する場合は、塗装されたものを極力使用し、その型枠の転用の増加を図るものとする。

(9)指定工事店

ア 受注者は、工事施工において、給水設備工事(給水装置に該当するもの)を施工する場合、又は当該工事において下請契約を締結する場合には、受注者や当該下請工事の受注者が神奈川県営水道指定給水装置工事事業者(注)でなければならないとともに、滞りなく申請業務を行うものとする。

(注 相模原市簡易水道事業区域については、相模原市簡易水道指定給水装置工事事業者に読み替えるものとする。)

イ 受注者は、工事施工において、排水設備工事を施工する場合、又は当該工事において下請契約を締結する場合には、受注者や当該下請工事の受注者が相模原市指定下水道工事店でなければならないとともに、滞りなく申請業務を行うものとする。

(10) 保険の付保及び事故の補償

ア 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

イ 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

ウ 掛金収納書の提出

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同組合に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1か月以内に、発注者に提出しなければならない。

エ 添付実績報告書の提出

受注者は、工事完成時に、「建設業退職金共済証紙添付実績報告書」を監督員に提出しなければならない。

(11) 建設リサイクル法への対応等

ア 受注者は、建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)の趣旨に基づき、建築物等に用いる建設資材の選択、建設工事の施工方法等を工夫することにより、建設資材廃棄物の発生を抑制するとともに、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に積極的に努めること。

イ 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材を積極的に使用するように努めること。

ウ 建設リサイクル法により、通知・説明等が必要となる場合には、遅滞なく必要な通知・説明等を行うこと。

(問い合わせ先)

◇関係法令等に関すること

国土交通省ホームページ(総合政策、リサイクル)

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>

◇通知・書式・基準等に関すること

相模原市都市建設局まちづくり推進部建築政策課(建築指導班)

電話042-769-8253

(12) 法定外の労災保険の付加

本工事において、受注者は法定外労働災害補償制度(法定外の労災保険)に付さなければならない。また、受注者は保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者(監督員)に提示すること。

(13) 工事中の安全確保に関すること(外国人労働者への安全衛生教育の留意事項)

受注者は、外国人労働者への安全衛生教育をはじめ、工事現場において、朝礼、KYK(危険予知活動)、安全訓練等を実施するに当たっては、「外国人労働者安全衛生管理の手引き」(※)を参考に、母国語に翻訳したテキスト教材や動画教材、音声翻訳アプリ、「やさしい日本語」の活用など、当該外国人労働者がその内容を容易に理解できる方法により行うこと。

現場説明書（別添）

目次

- ◇ 公共建設発生土の指定処分に関する仕様書
- ~~◇ 公共建設発生土の指定処分に関する仕様書（UCR厚木市下荻野）~~
- ◇ 建設副産物実態調査に関する仕様書
- ◇ 残材の処理及び再生材の利用に関する仕様書
- ~~◇ スラグ入りアスファルト合材の舗装工事に関する仕様書~~
- ◇ 現場代理人等の氏名等の取扱に関する仕様書
- ◇ 舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する仕様書
- ◇ 施工体制台帳等の作成に関する仕様書
- ◇ 創意工夫・社会性等に関する実施事項
- ~~◇ 共通費実態調査（本調査）の実施について（協力依頼）~~
- ◇ 工事写真の電子納品に関する仕様書【営繕工事編】

公共建設発生土の指定処分に関する仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、公共工事に伴い発生する建設発生土（以下「公共建設発生土」という。）の処分に際し、現場説明書3(5)にて、指定処分地を(ア)から(エ)のいずれかまたは工事間流用で受入地をA&Aとした工事に適用する。

(受入地)

第2条 受注者は、本工事の現場から発生する公共建設発生土を現場説明書等に明示された受入地に搬入するものとする。

(申込書等の提出)

第3条 受注者は、指定された受入地に公共建設発生土を搬入する前に「土砂搬入（変更）申込書（第1号様式）」を監督員に提出し、承認を受けた際に交付される「土砂搬入（変更）承認書（第2号様式）」の提出により受入地から搬入整理券（チケット）を購入しなければならない。なお、承認を受けた土量等に変更（増減）が生じた場合も同様とする。

(完了報告書の提出)

第4条 受注者は、指定された受入地への公共建設発生土の搬入が完了した場合は、受入地から発行される「土砂搬入（変更）完了報告書（第3号様式）」を監督員に提出しなければならない。

(土質の確認)

第5条 受注者は、受入地に搬入する公共建設発生土の状態を確認、把握し、コーン指数が土質区分基準に定める第3種建設発生土の値に満たないもの、産業廃棄物に属するもの及び単位体積重量が著しく異なるものは、受入地での受入は出来ないことから、監督員と協議し解決を図るものとする。

(建設発生土の情報提供)

第6条 受注者は、本工事の現場から地山土量が100m³以上の公共建設発生土を搬出する場合は、「建設発生土搬出のお知らせ（神奈川県県土整備部検指第305号土木部長通知平成10年2月24日）」により搬出前に受入地及び受入地が存する区市町の建設発生土担当窓口へ郵送又はFAXで情報提供をするとともに、速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

(処理計画の届出)

第7条 受注者は、本工事の現場から500m³以上の公共建設発生土を搬出する場合は、搬出を開始する日から起算して20日前までに「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」に規定する処理計画を神奈川県知事に届け出なければならない。ただし、事前に市が処理計画届出除外の承認を受けている工事はこの限りではない。（監督員へ確認すること。）

(搬入整理券の購入)

第8条 受注者は、搬入整理券（チケット）の購入にあたっては、受入地が発券に要する期間を見込むとともに工事の進捗に支障をきたさないように計画的に購入しなければならない。

(受領書の交付)

第9条 受注者は、本工事の現場から500m³以上の公共建設発生土を搬出した場合は、受入地に対し土砂受領書（参考様式）の交付を求めなければならない。また、交付を受けた場合は、当該受領書又は写しを工事完成日から5年間保存することとし、発注者が求めた場合は提示しなければならない。

(受入の基準)

第10条 受注者は、公共建設発生土の処分にあたっては、本仕様書によるもののほか、指定された受入地の受け入れ基準によらなければならない。

第1号様式（市提出用）

① 受注者 → 監督員

土砂搬入（変更）申込書

年 月 日

相 模 原 市 長 宛

住 所

申 込 者 法人名

代表者

現場代理人 氏 名

TEL

FAX

次のとおり土砂搬入の承認を申し込みます。

発 注 機 関	所属名 局 部 課			
工 事 名	年度			
工 事 箇 所	相模原市 区 地内			
契 約 工 期	年 月 日～ 年 月 日〔変更〕 年 月 日～ 年 月 日			
土 質	1. 砂・礫等 2. 砂質土・礫質等 3. 粘性土・ローム等		土質検査表	該当なし 該当あり 通
土 量 (地 山)	設計土量 m ³	変更後設計土量 m ³	申込済土量 m ³	今回申込土量 m ³
指 定 受 入 地 名	受入地〔 〕		年度単価適用 円	

上記については、設計内容と相違ないことを確認しました。

所 属

課

確認者 氏 名

㊞

監督員 氏 名

㊞

内 線

※確認者とは担当課連絡員です。

上記の申込について承認してよろしいか。

受付年月日・番号			承認年月日・番号			指定受入地名		
承認 決裁	課 長	担 当 課 長		確 認 者	担 当	備 考		

第2号様式

② 監督員 → 受注者 → 受入地

土砂搬入（変更）承認書

年 月 日

(指定受入地)

殿
住所
申込者 法人名
代表者
現場代理人 氏 名
TEL
FAX

発 注 機 関	所 属 名 局 部 課			
工 事 名	年 度			
工 事 箇 所	相模原市 区			地内
契 約 工 期	年 月 日～ 年 月 日 [変更] 年 月 日～ 年 月 日			
土 質	1. 砂・礫等 2. 砂質土・礫質等 3. 粘性土・ローム等		土質検査表	該当なし 該当あり 通
土 量 (地 山)	設計土量 m ³	変更後設計土量 m ³	申込済土量 m ³	今回申込土量 m ³
指 定 受 入 地 名	受入地 []		年度単価適用 円	

年 月 日

上記のとおり土砂搬入を承認します。

相模原市長

受入地記載欄	申込土量（地山） m ³		搬入車両 （1台当積載量）	2 t 車 （ m ³ ）	4 t 車 （ m ³ ）	1 0 t 車 （ m ³ ）	合計請求金額 （消費税込）
			搬入台数	台	台	台	円
	一台当りの単価 （消費税込み）			円	円	円	
	分割購入 予 定	①	年 月 日	台	台	台	円
		②	年 月 日	台	台	台	円
		③	年 月 日	台	台	台	円
	合計精算予定		年 月 日	台	台	台	円

第3号様式（市提出用）
③ 受入地 → 受注者 → 監督員

土砂搬入（変更）完了報告書

相模原市長宛

住所
申込者 法人名
代表者
現場代理人 氏名
TEL
FAX

発注機関	所属名 局 部 課			
工事名	年度			
工事箇所	相模原市 区			地内
契約工期	年 月 日～ 年 月 日〔変更〕 年 月 日～ 年 月 日			
土質	1. 砂・礫等 2. 土・礫質等 3. 粘性土・ローム等		土質検査表	該当なし 該当あり 通
土量 (地山)	設計土量 m ³	変更後設計土量 m ³	申込済土量 m ³	今回申込土量 m ³
指定受入地名	受入地〔 〕		年度単価適用 円	

完了内容	搬入開始日 年 月 日	搬入車両 (1台当積載量)	2 t 車 (m ³)	4 t 車 (m ³)	10 t 車 (m ³)	合計
	搬入終了日 年 月 日	搬入台数	台	台	台	台
	搬入土量（地山換算）		m ³	m ³	m ³	m ³

上記のとおり搬入の完了を確認しました。

年 月 日

(指定受入地) 住所
法人名
代表者

(第6条関係)

建設発生土搬出のお知らせ 年 月 日 _____ 会 社 名 現場代理人名 下記のとおり、貴区市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。	
工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工 事 発 注 機 関 名	
工事監督員又は担当者名	
連 絡 先	
工 事 請 負 業 者 名	
担 当 者 名 ・ 連 絡 先	氏名： TEL：
建設発生土の運搬業者	
建設発生土の受入先名等	
住 所	
建設発生土の運搬経路	(別添図面の通り)
建設発生土の搬出時期	年 月 日 ～ 年 月 日
建設発生土の土質、土量	土質： 搬出量：

【参考】

第1号様式（市提出用）
① 受注者 → 監督員

記入例（変更の場合）

土砂搬入（変更）申込書

年 月 日

相 模 原 市 長 宛

住 所
申 込 者 法人名
代表者
現場代理人 氏 名
TEL
FAX

当初は、設計土量と今回申込土量欄に記入する。複数回変更する場合は、前回変更後設計土量を設計土量とする。

次のとおり土砂搬入の承認を申し込みます。

発 注 機 関	所 属 名 局 部 課			
工 事 名	年 度			
工 事 箇 所	相模原市 区 地内			
契 約 工 期	年 月 日～ 年 月 日 [変更] 年 月 日～ 年 月 日			
土 質	1. 砂・礫等 2. 砂質土・礫質等 3. 粘性土・ローム等		土質検査表	該当なし 該当あり 通
土 量 (地 山)	設計土量 1, 0 0 0 m³	変更後設計土量 1, 2 0 0 m³	申込済土量 1, 0 0 0 m³	今回申込土量 2 0 0 m³
指 定 受 入 地 名	受入地 []		年度単価適用 円	
上記については、設計内容と相違ないことを確認しました。 所 属 課 確認者 氏 名 ⑩ 監督員 氏 名 ⑩ 内 線 ※確認者とは担当課連絡員です。				

上記の申込について承認してよろしいか。

受付年月日・番号		承認年月日・番号		指定受入地名		
承認 決裁	課 長	担 当 課 長		確 認 者	担 当	備 考

【参考】

第1号様式（市提出用）

① 受注者 → 監督員

記入例（分割購入の場合）

土砂搬入（変更）申込書

年 月 日

相 模 原 市 長 宛

住 所
申 込 者 法人名
代表者
現場代理人 氏 名
TEL
FAX

当初は、設計土量と今回申込土量欄に記入する。2回目以降は、申込済土量を合計し記入する。分割しながら変更の場合は、今回申込土量により最終調整する。

次のとおり土砂搬入の承認を申し込みます。

発 注 機 関	所 属 名 局 部 課			
工 事 名	年 度			
工 事 箇 所	相模原市 区 地内			
契 約 工 期	年 月 日～ 年 月 日 [変更] 年 月 日～ 年 月 日			
土 質	1. 砂・礫等 2. 砂質土・礫質等 3. 粘性土・ローム等		土質検査表	該当なし 該当あり 通
土 量 (地 山)	設計土量 1, 0 0 0 m ³	変更後設計土量 m ³	申込済土量 6 0 0 m ³	今回申込土量 4 0 0 m ³
指 定 受 入 地 名	受入地 []		年度単価適用 円	
上記については、設計内容と相違ないことを確認した。				
所 属 課 確認者 氏 名 ⑥ 監督員 氏 名 ⑥ 内 線				
※確認者とは担当課連絡員です。				

上記の申込について承認してよろしいか。

受付年月日・番号		承認年月日・番号		指定受入地名		
承認 決 裁	課 長	担 当 課 長		確 認 者	担 当	備 考

(案)

参考様式

		年	月	日
(搬出元：受注者)				
法人名				
責任者				
		(受領先)		
		法人名		
		責任者		
土砂受領書				
受領先の名称及び所在地：				
受領した管理者の商号：				
搬出元の名称及び所在地：				
土砂の搬出量：				
搬入が完了した日：				
		年	月	日

※様式は任意とする。

建設副産物実態調査に関する仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、建設工事の現場から発生する建設副産物についての発生量及び再生資源利用量の実態把握を目的に定めるものとする。

(対象工事及び調査品目)

第2条 受注者は、本工事の建設資材利用量及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無にかかわらず、当該年度に終了した最終請負額が100万円以上の工事は、次項の建設副産物実態調査作業手順にもとづき調査データを提出するものとする。ただし、複数年にまたがる工事の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータ及び帳票は、「資源有効利用促進法」で定められた「再生資源利用{促進}計画書(実施書)の作成」を兼ねるものとする。

2 調査対象品目は次のとおりとする。

(1) 搬入する建設資材

コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物、土砂、砕石、塩化ビニル管・継手、石膏ボード、その他の建設資材

(2) 搬出する建設副産物

コンクリート塊、建設発生木材(建設リサイクル法第2条に基づく特定建設資材廃棄物である木材が廃棄物になったもので、解体工事によって生じる木くず、新築工事によって生じる木材の端材など)、アスファルト・コンクリート塊、その他がれき類、建設発生木材(上記以外の伐木材、除根材など)、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃塩化ビニル管・継手、廃プラスチック(廃塩化ビニル管、継手を除く)、廃石膏ボード、紙くず、アスベスト(飛散性)、その他の分別された廃棄物、建設発生土(作業手順)

第3条 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、受注者が行うものとする。

(1) 「再生資源利用{促進}計画書」及び「再生資源利用{促進}実施書」をCOBRISを用いて作成することを原則とする。これによらない場合は、事前に監督員と協議の上、作成様式・提出形態(書面・CD-R等)について決定すること。

(2) 書面及びデータ(CD-R等)で提出する。ただし、コブリス・プラスにて作成する場合は、データの提出は不要とする。

残材の処理及び再生材の利用に関する仕様書

(目的)

第1条 相模原市が発注する公共工事によって生じる残材の処理及び再生材の利用に関し必要な事項を定めることにより、不法投棄の防止並びに省資源化を図り、もって公共事業の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本仕様書において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 残材 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第9号に定めるコンクリートの破片その他これに類する物をいい、アスファルトコンクリート塊、セメントコンクリート塊及びその他の路盤廃材（土を含まないもの）を含む。
- (2) 再生材 残材を再利用する目的をもって、加工生産した建設資材をいう。
- (3) 認定工場 「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」の規定により認定を受けた工場をいう。
- (4) 様式1 相模原市工事残材搬入連絡票をいう。
- (5) 様式2 相模原市残材搬入完了報告書をいう。
- (6) 様式3 相模原市再生材使用連絡票をいう。
- (7) 様式4 相模原市再生材使用量報告書をいう。

(認定工場)

第3条 残材の処理及び再生プラント工場として認定された工場は別表のとおりとする。

(残材の搬入手続等)

第4条 監督員は、受注者に「様式1」の提出及び搬入数量等の指示を行うものとする。

- 2 受注者は、請け負った工事から残材が発生する場合には、すみやかに「様式1」を監督員に提出し、次項の規定による承認を受けた後、認定工場に提出する。
- 3 監督員は、前項の規定により提出された「様式1」に記載された内容を確認し、記載内容に誤りがない場合は承認をして1部を受注者へ返却し、1部を保管する。
- 4 受注者は、残材を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより責任をもって認定工場に搬入しなければならない。
- 5 受注者は、当該工事で発生した残材の搬入を完了したときは、速やかに「様式2」に必要事項を記載し、認定工場の証明を受け、監督員に報告する。
- 6 認定工場は、搬入される残材を適切な方法をもって正確に検収するとともに、適正な保管、処理を行わなければならない。

(再生材の使用等)

第5条 再生材の使用にあたっては、認定工場の製品を使用するよう努めなければならない。

- 2 監督員は、再生材を使用する場合にあたり、あらかじめ認定工場と使用予定数量等について連絡を取るとともに、「様式3」の提出を受注者に指示する。

- 3 受注者は、再生材を使用する場合には、監督員の指示に基づき「様式3」に必要事項を記載し、次項の規定による承認を受けた後、認定工場に提出する。
- 4 監督員は、記載された内容を確認し、記載内容に誤りがない場合は承認をして1部を受注者へ返却し、1部を保管する。
- 5 受注者は、工事が完了したときは、当該工事に使用した再生材の使用数量等について「様式4」に必要事項を記載し、認定工場の証明を受け、監督員に報告する。

(品質の確認)

第6条 受注者は、再生材の使用に先立ち、「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」に定める試験の成績書を製造者から入手し、品質の適合を確認しなければならない。ただし、認定工場の場合は、省略することができる。なお、これにより難しい場合は、再生砂(RC-10)については、別紙「再生砂(RC-10)の使用に関する仕様書」によるものとする。

(補則)

第7条 本仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別表（第3条関係）

【認定工場】

No	会 社 名 工 場 名	工 場 所 在 地	連 絡 先
1	大森産業株式会社 第一工場外	厚木市上依知鬼ヶ谷2935番地外	046(245)0808
2	篠崎建材株式会社 建設廃材処理工場	愛甲郡愛川町角田1075番地の1	046(285)0454
3	有限会社泰成建工 相武台工場	相模原市南区新戸600番地	046(253)5555
4	世紀東急工業株式会社 相模原再生工場	相模原市中央区田名2500番地の1	042(761)0109
5	株式会社相模土建 県央リサイクルセンター	相模原市南区磯部606番地	046(255)2222
6	露木建設工業株式会社 厚木工場	厚木市山際字南海道1728番地	046(245)0258
7	共同企業体相模アスコン 前田道路株式会社相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13	045(921)1899
8	大和アスコン株式会社	大和市下鶴間2594	046(263)3284
9	有限会社関戸商事 せきどろ・プラント津久井	相模原市緑区青野原60-1	042(780)0611
10	東亜道路工業株式会社 厚木アスコン	厚木市金田1117-2	046(224)8470
11	前田道路株式会社 西東京合材工場	八王子市北野町589-1	042(645)4439
12	株式会社佐藤渡辺 横浜合材工場	横浜市瀬谷区目黒町36-2	045(921)3703
13	成友興業株式会社 あきる野事業所	あきる野市草花87-12	042(558)6000

別紙

再生砂（RC-10）の使用に関する仕様書

（用語の定義）

第1条 本仕様書の対象とする「再生砂（RC-10）（以下「再生砂」という。）」とは、建設廃材（コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊、路盤材）を破碎し製造する再生砂のうち、コンクリート塊を含むものをいう。

（六価クロムの確認）

第2条 受注者は、再生砂の使用に先立ち、六価クロムについて、平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定する測定方法に基づき、あらかじめ土壤汚染に係る環境基準に適合することを確認する。

（確認及び対応等の基準）

第3条 確認の頻度、対応等の基準は次のとおりとする。

- （1）各工事で1購入先あたり1検体の試験を行うこと。
- （2）受注者は、再生砂の使用に先立ち、試験結果報告書を製造者から入手し、六価クロムに係る環境基準への適合を確認しなければならない。
- （3）受注者は、製造者から入手した試験結果報告書を監督員に提出し、確認を受けるものとする。
- （4）再生砂の購入にあたっては、試験に要する相当な期間を考慮し、注文時期を定めるものとする。

(様式1)

相模原市工事残材搬入連絡票

発 生 残 材 名	搬入予定数量 (m3)	搬 入 期 間	
		始 期	終 期
アスファルト		・ ・	・ ・
コンクリート		・ ・	・ ・
路 盤 廃 材		・ ・	・ ・
計			
(搬入先) 残材処理業者名	TEL ()		
(搬入者) 受 注 者	TEL ()		
工 事 名 称			
予 定 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
工 事 担 当 課 名			
監 督 員 承 認	年 月 日 監督員氏名 印		

- 1 本票は受注者が2部作成し、監督員の承認を受けた後、市工事担当課と搬入する認定工場に各1部提出すること。
- 2 搬入する残材は、概ね50cm以下の大きさで、土を含まないものとする。

【認定工場】

No.	会 社 名 工 場 名	工 場 所 在 地	連 絡 先
1	大森産業株式会社 第一工場外	厚木市上依知鬼ヶ谷2935番地外	046(245)0808
2	篠崎建材株式会社 建設廃材処理工場	愛甲郡愛川町角田1075番地の1	046(285)0454
3	有限会社泰成建工 相武台工場	相模原市南区新戸600番地	046(253)5555
4	世紀東急工業株式会社 相模原再生工場	相模原市中央区田名2500番地の1	042(761)0109
5	株式会社相模土建 県央リサイクルセンター	相模原市南区磯部606番地	046(255)2222
6	露木建設工業株式会社 厚木工場	厚木市山際字南海道1728番地	046(245)0258
7	共同企業体相模アスコン 前田道路株式会社相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13	045(921)1899
8	大和アスコン株式会社	大和市下鶴間2594	046(263)3284
9	有限会社関戸商事 せきどエコ・プラント津久井	相模原市緑区青野原60-1	042(780)0611
10	東亜道路工業株式会社 厚木アスコン	厚木市金田1117-2	046(224)8470
11	前田道路株式会社 西東京合材工場	八王子市北野町589-1	042(645)4439
12	株式会社佐藤渡辺 横浜合材工場	横浜市瀬谷区目黒町36-2	045(921)3703
13	成友興業株式会社 あきる野事業所	あきる野市草花87-12	042(558)6000

(様式2)

相模原市残材搬入完了報告書

相模原市（担当課）

監督員 _____

受注者 住 所

名 称

代表者

1 工 事 名 称
2 工 期 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

上記の工事において搬入した残材の数量は、次のとおりでしたので報告します。

発 生 残 材 名	搬 入 数 量 （ m 3 ）	搬 入 期 間	
		始 期	終 期
ア ス フ ァ ル ト		・ ・	・ ・
コ ン ク リ ー ト		・ ・	・ ・
路 盤 廃 材		・ ・	・ ・
計			

上記のとおり、搬入されたことを証明する。

年 月 日

証 明 者 住 所

(認定工場) 名 称

代表者 _____ 印

(様式3)

相模原市再生材使用連絡票

再 生 材 品 目	使用予定数量 (m3)	搬 出 期 間	
		始 期	終 期
再生砕石(RC-40)		・ ・	・ ・
再生砕石砂(RC-10)		・ ・	・ ・
再生粒度調整砕石(RM-40)		・ ・	・ ・
再生粒度調整砕石(RM-30)		・ ・	・ ・
再生割栗(150～50)		・ ・	・ ・
計			
受 注 者	TEL ()		
認定工場	TEL ()		
工 事 名 称			
予 定 工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
工 事 担 当 課 名			
監 督 員 承 認	年 月 日 監督員氏名 印		

- 1 本票は受注者が2部作成し、監督員の承認を受けた後、市工事担当課と搬出する認定工場に各1部提出すること。
- 2 再生材を使用する際は、認定工場と事前に連絡を取ること。

【認定工場】

No.	会 社 名 工 場 名	工 場 所 在 地	連 絡 先
1	大森産業株式会社 第一工場外	厚木市上依知鬼ヶ谷2935番地外	046(245)0808
2	篠崎建材株式会社 建設廃材処理工場	愛甲郡愛川町角田1075番地の1	046(285)0454
3	有限会社泰成建工 相武台工場	相模原市南区新戸600番地	046(253)5555
4	世紀東急工業株式会社 相模原再生工場	相模原市中央区田名2500番地の1	042(761)0109
5	株式会社相模土建 県央リサイクルセンター	相模原市南区磯部606番地	046(255)2222
6	露木建設工業株式会社 厚木工場	厚木市山際字南海道1728番地	046(245)0258
7	共同企業体相模アスコン 前田道路株式会社相模合材工場	横浜市瀬谷区北町20-13	045(921)1899
8	大和アスコン株式会社	大和市下鶴間2594	046(263)3284
9	有限会社関戸商事 せきどエコ・プラント津久井	相模原市緑区青野原60-1	042(780)0611
10	東亜道路工業株式会社 厚木アスコン	厚木市金田1117-2	046(224)8470
11	前田道路株式会社 西東京合材工場	八王子市北野町589-1	042(645)4439
12	株式会社佐藤渡辺 横浜合材工場	横浜市瀬谷区目黒町36-2	045(921)3703
13	成友興業株式会社 あきる野事業所	あきる野市草花87-12	042(558)6000

(様式4)

相模原市再生材使用量報告書

相模原市(担当課)

監督員 _____

受注者 住 所

名 称

代表者

1 工 事 名 称

2 工 期 年 月 日 ～ 年 月 日

上記の工事において使用した再生材の数量は、次のとおりでしたので報告します。

再 生 材 品 目	使用数量 (m3)	搬 出 期 間	
		始 期	終 期
再生砕石(RC-40)		・ ・	・ ・
再生砕石砂(RC-10)		・ ・	・ ・
再生粒度調整砕石(RM-40)		・ ・	・ ・
再生粒度調整砕石(RM-30)		・ ・	・ ・
再生割栗(150～50)		・ ・	・ ・
計			

上記のとおり、搬出されたことを証明する。

年 月 日

証 明 者 住 所

(認定工場) 名 称

代表者 _____ ㊞

現場代理人等の氏名等の取扱に関する仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、公共工事の実施の円滑化を図ると共に、市民サービスに資することを目的に定めるものとする。

(対象とする工事等)

第2条 相模原市が発注する工事、委託等（以下「工事等」という。）にあつて、現場代理人又は現場責任者となりうる者（以下「現場代理人等」という。）を配置する工事等を対象とする。

(氏名等の公表)

第3条 工事等の現場代理人等の氏名、会社名及び連絡先について、工事のお知らせや工事標示板等に明示し公表を行うものとする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市が発注する建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事又は解体工事等（以下「建設工事」という。）又は建設工事に係る委託（以下「本工事等」という。）におけるアスファルト舗装版切断時及びコンクリート舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(濁水処理量)

第2条 本工事等における濁水処理量については、内訳数量を参考にするものとする。

(共通事項)

第3条 受注者は、可能な限り吸引により回収した濁水を汚泥の産業廃棄物として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

2 受注者は、中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならない。

3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬業務委託契約を締結しなければならない。

4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「廃掃法」という。）において定める産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより管理するものとする。また、濁水の適正な処理にあたっては、廃掃法に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者（受注者）は、その責任において、適正な処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供すること。

5 濁水が発生しない工法を採用した場合は、排水吸引機能を有する舗装切断機械等と同様に粉塵の飛散防止を図るとともに、回収した粉塵は廃掃法に基づき適正な運搬及び処理を図るものとする。

(提出書類)

第4条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならない。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可書の写しを添付しなければならない。

(実態調査)

第5条 受注者は、本工事等における濁水処理量に係る実態調査を行う場合は、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

(その他)

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長又は切断深さが変更した場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

2 本仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

施工体制台帳等の作成に関する仕様書

(適用)

第1条 本仕様書は、相模原市が発注する公共工事における施工体制台帳の作成並びに外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状態の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般事項)

第2条 受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の作成等について（通知）」（令和3年3月2日付け国不建第404～405号）、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和3年3月5日付け国官技第319号、国営建技第16号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。
※一次下請人となる警備会社がある場合は、警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期を記載すること。

(施工体制の確認)

第3条 受注者は、現場施工体制について、「施工体制台帳等活用マニュアル」及び「施工体制台帳等のチェックリスト」等により監督員の確認を得なければならない。

2 「施工体制台帳等活用マニュアル」及び「施工体制台帳等のチェックリスト」は、必要に応じて国土交通省のホームページからダウンロードすること。

「施工体制台帳等活用マニュアル」

<https://www.mlit.go.jp/common/001067896.pdf>

「施工体制台帳等のチェックリスト」

<https://www.mlit.go.jp/common/001067897.pdf>

(補則)

第4条 本仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		受注者名	
項目	細別	実施内容	
☐ 創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	☐ 準備・後片づけ関係	☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 現地調査方法の工夫 ☐ その他	
	☐ 施工関係	☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取り組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法の工夫 ☐ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事（新技術の活用等） ☐ その他	
	☐ 品質関係	☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他	

項目	細別	実施内容
☐ 創意工夫 自ら立案実施した創意工夫や技術力	☐ 安全衛生関係	☐ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ その他
	☐ 施工管理関係	☐ 出来形の管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ C A D、施工管理ソフト等の活用 ☐ C A L Sを活用した施工管理の工夫 ☐ その他
	☐ その他	☐ その他
☐ 社会性等 地域社会や住民に対する貢献	☐ 地域への貢献等	☐ 災害時等に地域への救援活動等に協力を実施 ☐ 周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策を実施 ☐ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を実施 ☐ 広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを実施 ☐ 地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加を実施 ☐ その他

※ 1 該当する項目等の□にレマークを記入する。

※ 2 具体的内容の説明として、写真・概要図等を別紙説明資料に整理する。

創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）

工事名				／
項目		細別		
実施内容				
(説明)				
(写真・概要図等)				

※ 説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

工事写真の電子納品に関する仕様書【営繕工事編】

(趣旨)

第1条 「工事写真の電子納品に関する仕様書【営繕工事編】」(以下「本仕様書」という。)は、営繕工事における写真を電子媒体で提出する場合の仕様を定めたものである。

(工事写真の提出)

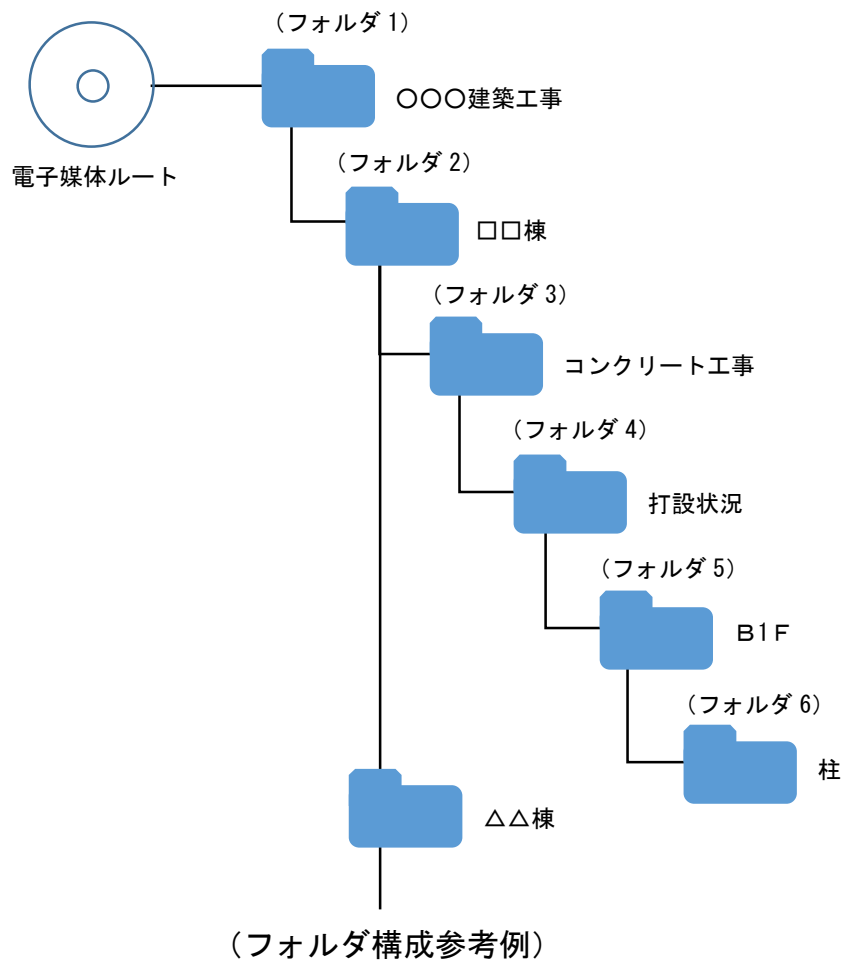
第2条 工事写真は工事種目又は分類毎に整理することを標準とし、整理方法については発注者と協議のうえ決定するものとする。提出にあたっては、決定した整理方法に基づき分類したフォルダを作成のうえ、これに格納し、電子媒体にて提出するものとする。

(属性情報)

第3条 工事写真については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)による工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編／電気設備工事編／機械設備工事編」(最新版)に基づき電子納品を行うこととし、XML形式の管理ファイルは作成せず、属性情報による管理も行わない。

(フォルダ構成)

第4条 受注者は、フォルダ作成にあたり、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)による工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編／電気設備工事編／機械設備工事編」(最新版)に示されるフォルダ構成例を参考とし、各工事内容に合わせ、適宜作成するものとする。



(電子媒体)

第5条 受注者は、成果品の電子納品において、納品に使用する媒体は以下の項目に従うものとする。

- (1) 納品に使用する媒体は、CD-R又はDVD-R（以下「電子媒体」という。）とする。
- (2) 電子媒体のフォーマットは、発注者と協議の上決めるものとする。
- (3) 電子媒体には、以下の情報を直接印刷又は記入し、シール等の貼り付けは行わないこと。

- ア 工事番号
- イ 工事名称（工事写真）
- ウ 作成年月日
- エ 発注者氏名
- オ 受注者名称
- カ 何枚目／総枚数

キ ウイルスチェックに関する情報

ク フォーマット形式

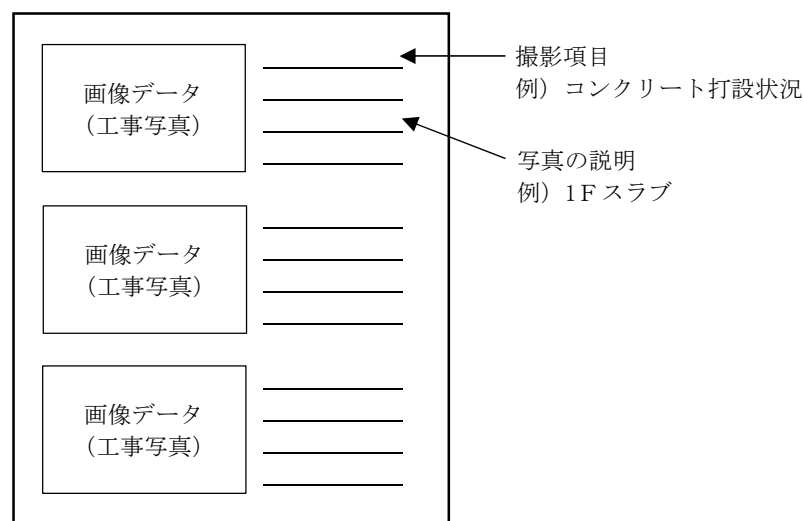
ケ 発注者署名欄

コ 受注者署名欄

(格納データ)

第6条 受注者は、撮影した画像データ、撮影項目、写真の説明を表示した（書式等の指定なし）写真ファイルを作成することとし、ファイル形式はPDF形式とする。

＜写真ファイル作成例＞



2 写真ファイルの作成に用いた画像データは写真ファイルと同じフォルダに格納する。

3 写真ファイルのみでは施工内容が不明確な場合は、説明文や説明図などをテキストファイル又はビットマップファイルなどに編集した、説明文ファイル及び説明図ファイルを作成する。説明すべき写真ファイルを格納しているフォルダに写真ファイルと同一名称（拡張子だけが異なる）ファイルとして保存する。

＜例＞

12345678. pdf（写真ファイル）という名称の写真ファイルを説明するテキストファイル名称

12345678. txt（上記写真ファイルに対応する説明用テキストファイル）

12345678. bmp（上記画写真ファイルに対応する説明用ビットマップファイル）

(格納データの仕様)

第7条 格納する写真ファイル、画像データ、説明文ファイル及び説明図ファイルのファイル名に使用する文字は、半角英数字及び全角文字とする。ファイル名の文字数は全角文字64文字以内（拡張子含む）とする。ただし、電子媒体のフォーマットに起因する制限がこれよりも厳しい場合は、電子媒体のフォーマットに起因する制限に従

うこととする。

2 受注者は、電子納品において、納品前には必ず各項目に従ってウイルス対策を行う。

(1) 受注者は、納品すべき電子媒体が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。

(2) ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、信頼性の高いものを利用する。

ア 最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用する。

イ 電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日（西暦表示）」を明記する。

3 電子データを作成する上での使用文字については、以下の各項目に従うものとする。

(1) 半角文字は、J I S X 0 2 0 1 で規定されている文字から片仮名用図名文字を除いたラテン文字用図形文字のみとする。

(2) 全角文字は、J I S X 0 2 0 8 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。

契約番号：〇〇〇〇〇〇〇〇 枚数／全体枚数
工事名称：令和〇年度〇〇〇〇工事（工事写真）

令和〇年〇月

発注者署名欄

受注者署名欄

発注者：相模原市〇〇〇局
受注者：△△株式会社

ウイルス対策ソフト名：〇〇〇〇
ウイルス定義：〇〇〇年〇月〇日版
チェック年月日：〇〇年〇月〇日
フォーマット形式：Joliet

（C D－Rへの記載例）

(有効画素数)

第8条 写真ファイルに使用する画像データの有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標とする。

(1) 有効画素数は、黒板の文字及び撮影対象が確認できることを指標(約130万画素(1280×960)～約200万画素(1600×1200)程度)として設定する。

(2) 不要に有効画素数を大きくすると、ファイル容量が大きくなり、電子媒体が複数枚になるとともに、操作性も低くなるので、適切な有効画素数を設定する。

(検査)

第9条 電子成果品として納品された電子データでの検査とし、検査に必要な機器は受注者にて準備する。

附 則

本仕様書は、令和6年4月1日から施行する。